

現代会計時評

第10回 金融商品会計基準の改定案をどう見る

—何が利益なのか—

駒澤大学教授 石川純治

改定案の骨子—分類・測定の簡素化

国際会計基準審議会 (IASB) はこの7月に金融商品会計基準の改定案を公表した。そこには日本にとって大きな影響を及ぼす会計処理が織り込まれている。

その骨子を3つの手順で示せば、①測定を公正価値と償却原価に2分類し、②公正価値による評価差額は純損益か、その他の包括利益 (OCD) のいずれかとし、③OCI に計上すれば処分 (売却) のさい (それまでの) 累積額はリサイクリングせず、売却益も受取配当金も純利益とされない (減損も行わない)、というものである。

日本への影響は、特に③にかかわる。すなわち、持ち合い株式に代表される「その他有価証券」は現行基準ではリサイクリングを行い、売却益も受取配当金も純利益となるが、今回の改定案ではそれらすべてができなくなる。早くも産業界や金融機関から異論が噴出しているようだが、議論の焦点は後述するリサイクリング問題にあるといえる。

ちなみに、今回の改定案はIASB側からすれば、日本へのある種の「配慮」だという (『日本経済新聞』09年8月20日)。だが、後述するように、よく考えればその「配慮」の意味合いを読み取ることが実はIASBの本音を見るうえで重要になる。

改定案の背景—金融危機、金融規制、会計開示

ここで改定案の背景、とりわけ金融危機とのかかわりに触れておこう。金融危機と会計ルールのある方とのかかわりは、今回の「簡素化」

という点に端的にみられる。逆にみれば、複雑な会計ルールが市場の混乱を招いたとする点である。端的には、会計ルールの複雑化→市場の混乱— (反省) →ルールの簡素化→金融商品の透明性であるが、そこには会計開示でもって金融危機の教訓や反省に対応する会計のあり方がみえる。だが、そうした会計開示だけが反省なのか、より根本的な教訓の視点が重要に思える¹。

改定案の論点—理論と政策の混淆

さて、今回の改定案にはいくつかの問題点が指摘される。第1は、そもそも一方は純損益になり、他方は純損益とはならない、そうした会計ルールのあり方そのものである。純損益を直接左右する二者択一の選択だけに、従来の複数処理の選択 (例えば配分方法に関する選択) とは次元を異にするからである。

第2は、そうした2つの方法のそれぞれに、どのような理論的裏付けがあつての選択なのか。換言すれば、どこまでが理論でどこまでが政策か、という点である。

第3は、リサイクリングの問題である。そもそもリサイクリングする、しないのそれぞれの論拠は何か、これが明らかでないかぎり問題の本質的側面も浮かび上がってこない。

リサイクリング問題—その基礎には

リサイクリング問題の基礎に何があるかは何が利益かという利益の考え方と密接にかかわる

¹ この点に関し、特に英米基準の基礎に何があるかという視点が重要だ。拙稿「金融危機と会計」 (『税経通信』2009年9月号巻頭論文) 参照。

だけに、本トピックの理論的側面として重要だ。

まずリサイクリングする考え方が、そこでのOCIは売却(処分)前は純利益でないが、やがてはつまり売却時には純利益になるという点で、純利益に対しいわば暫定的・経過的性格をもつ。このことは、結局、OCIという利益であっても、それは暫定的・経過の純利益にすぎず、その点で利益はただ1つ(純利益)という考え方に繋がる。

これに対しリサイクリングしない考え方はそうした2段階の認識を認めない。OCI区分への帰属は2段階で変化するものではなく、それ以降もその帰属は変わらない。リサイクリングが未実現→実現(あるいは不確定→確定)といった2段階の推移をみているのに対し、始めから別物(いわば第2の利益)という考え方がある。

経営基盤資産の時価変動—2つの利益計算

こうした考え方は、実は、1990年代末のイギリスでの業績報告の考え方にみられる。そこでは、経営活動の成果が大きく2つに基本区分される。すなわち、営業活動からの利益計算(①損益計算書)、そしてこれが今回のトピックとかかわるが、経営基盤資産の価値変動および処分からの利益計算(②総認識利得損失計算書)である²。

今回の改定案も、この観点からみればいくつかの点が見えてくる。すなわち、2段階の損益認識を行わない、つまりリサイクリングしない考え方の基礎に経営基盤資産の時価変動という見方がある。持ち合い株式を戦略投資、つまりそこでの経営基盤資産とみれば、それは最後まで②の利益計算の枠にとどまる。受取配当金もまた売却損益も、本体の株式投資がそのような

性格である限り同様の扱いになるわけである(時価変動損益、受取配当、売却損益の会計処理の一貫性)。

純利益を重視しない—結局は何が利益か

先にリサイクリングする考え方は、利益はただ1つ(純利益)という見方につながると述べた。となると、逆にリサイクリングしない方法は、OCIと純利益とを明確に区別する点で、いわば2つの異なる利益の存在という見方につながりそうだ。だが、そうだろうか。それはあくまで純利益を中心にしているからではないか。

OCIのO(other)は、純利益ではない「その他」の包括利益という点で、そもそも純利益あつてのOCIといえる。仮に純利益を重視しないならOCIのOは不要、つまりそこには包括利益(CI)ただ1つとなる。となると、結局、リサイクリングするか否かの考え方の対立は、何が利益なのかに関する考え方の基本対立に帰着する。

純利益ではなく包括利益を中心にすれば、純利益もOCIもいずれもCIという「利益」概念に包摂される。その究極は包括利益一本化である(純利益をなくす→OCIをなくす)。この点からみれば、改定案での2つの方法の選択には、なお純利益が前提にされている。純利益への影響を回避するためOCIに計上してもよい、という「配慮」もその前提あつてのことといえる。だが、その前提を取り去れば、そもそもその選択には意味がなくなる。ここに、冒頭でみた今回の改定案の「配慮」の意味合い(逆にみればIASBの本音)が見えてくる。

ともかくも、IASBは11月には結論を出すようだが、上記の論点(理論、政策、本音など)もふまえて、そのゆくえを注目したい。

² 詳しくは、拙著『時価会計の基本問題』(中央経済社、2000年)補論9.2を参照。